

赤い羽根福祉「冠基金(ファンド)」設置要綱

第1条(目的)

本要綱は、社会福祉法人福井県共同募金会(以下「本会」という)に対し、寄付者から特定の福祉活動を支援する目的で寄せられた寄付金を原資とする「冠基金(ファンド)」(以下「本基金」という)の設置および運営に関し、必要な事項を定めるものとします。

第2条(名称)

本基金の名称は、寄付者の意向を尊重し、本会がこれを設定します。

(名称例: 設立者・家族等の個人名、法人名、プロジェクト名、団体名など)

第3条(設置基準)

本基金の設立時における最低受入基準額は、原則として以下の通りとします。

1. 積立資金(300万円以上)

「地域の未来を継続的に守るための冠基金」

基金の持続性を確保し、将来の福祉課題に備えるため長期間保有します。寄付金を原資とし運用し、利息を福祉活動の助成に充てます。

2. 活動応援資金(100万円以上)

「今すぐ必要な活動を支援する冠基金」

当該年度および数年間の具体的な福祉事業を助成するための資金として活用します。

第4条(基金の用途)

本基金は、寄付者の意向に基づき、以下の分野やプロジェクトにおける社会福祉活動の支援に充てるものとします。

1. いきいきと暮らし続けられる町づくり活動
2. 生きづらさを抱える子どもや若者の支援活動
3. 誰もを受け入れ、誰もが参加できる社会参加の支援活動
4. 大規模災害に備えたボランティア活動の支援や備品の整備
5. 生活に困難を抱える人たちへの支援
6. その他、本会の配分基準に合致する福祉活動

第5条(原資の運用と振替)

特段の事情により「活動応援資金」が不足した場合、理事会の承認を経て、「積立資金」を「活動応援資金」に振り替えることができるものとします。

第6条(管理費)

1. 本基金の適正な運営および事務執行(公募、審査、贈呈式、報告書作成等)に要する経費(以下「基金運営費」という)として、助成金額の15%に相当する額を充当するものとします。
2. 基金運営費は、寄付受入時または助成決定時に本会の本部会計に繰り入れし、本基金の運営に関わる直接的・間接的な事務経費に充てます。

第7条(基金の管理)

1. 本基金は、本会の他の資金と区分して適切に管理を行います。
2. 本基金のうち「積立資金」の積立預金化および取り崩しについては、本会の理事会において承認を得るものとします。

第8条(配分対象および決定)

1. 本基金の配分対象は、福井県内において活動する非営利法人、ボランティア団体、市民活動団体等とします。
2. 配分先の選定にあたっては、以下の通り決定するものとします。
 - ① 積立資金を活用した事業: 本会の配分委員会において審査を行い、理事会にて決定します。
 - ② 活動応援資金を活用した事業: 本会会長の専決により、寄付者の意向を最大限に尊重して決定します。

第9条(公表および報告)

1. 本会は、本基金を活用した事業の成果を、ホームページ等を通じて広く公表します。
2. 寄付者に対し、年度ごとに事業実施報告を行うものとします。

第10条(基金の終了)

基金の残高が設置目的を達成した場合は、寄付者と協議の上、本基金を終了することができます。

第11条(補則)

この要綱に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、寄付者と本会が協議の上、別途定めます。